

○東京藝術大学理事室規則

改正	平成16年4月1日 制定	
	平成16年6月24日	平成17年4月12日
	平成17年5月30日	平成17年12月21日
	平成19年3月28日	平成20年1月18日
	平成20年4月15日	平成21年9月24日
	平成22年3月19日	平成22年4月27日
	平成23年3月29日	平成24年4月1日
	平成24年5月1日	平成24年7月17日
	平成25年3月28日	平成25年10月24日
	平成26年3月27日	平成26年11月1日
	平成27年5月14日	平成28年3月24日
	平成28年10月20日	平成30年1月18日
	平成30年12月20日	令和4年9月6日
	令和4年12月15日	令和5年10月26日
	令和6年5月13日	令和6年10月17日

(設置)

第1条 理事、副学長、学長特命及び学長特別補佐（以下「理事等」という。）の担当職務を補佐するため、理事等のもとに次の各号に掲げる室等（以下「理事室」という。）を置く。

- (1) 教育推進室
- (2) 学生支援室
- (3) 研究推進室
- (4) 広報室
- (5) 出版局
- (6) 人事・総務室
- (7) 財務企画室
- (8) 企画・評価室

(任務)

第2条 理事室は、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 別表に掲げる事項についての企画立案及びその実施並びに推進に関すること。

(2) その他学長が指示する事項に関するこ。

2 前項の任務に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第3条 理事室は、それぞれ別表に掲げる室長及び室員で組織する。

(任期)

第4条 前条に掲げる室員のうち学長が任命する者の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の室員に欠員が生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第5条 理事室に副室長を置くことができる。

2 副室長は、当該理事室の室員のうちから、室長が指名する者をもって充てる。

3 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門組織)

第6条 理事等は、専門の事項を調査研究する必要があるときは、専門の組織を置くことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、理事室の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成16年6月24日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条第1項の教育推進室及び学生支援室の室員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成17年4月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年12月21日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条第1項の広報室及び出版局の室員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成21年9月24日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条の情報化推進統括室の室員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 東京芸術大学予算調整会議要項（平成18年5月18日学長裁定）は、廃止する。
- 3 東京芸術大学施設・環境部会規則（平成16年6月9日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条の財務企画室の室員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に委嘱される第3条別表に規定するキャンパスグランドデザイン推進室のチ及びヌの室員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月20日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年5月13日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条別表に規定する企画・評価室の室員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 17 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

別表（第2条及び第3条関係）

理事室	理事室の任務	室長及び室員	庶務担当
教育推進室	1. 教養教育部会 ・教養教育に関すること 2. FD対策部会 ・授業内容、方法等の改善・向上に関すること 3. 大学院部会 ・大学院教育に関すること 4. その他 ・教育内容等に関すること ・教育の実施体制に関すること ・専門教育（実技、発表会等）に関すること ・入学試験に関すること ・附属音楽高等学校との連携（教育面）に関すること ・教育及び学生受入の質保証に関すること ・教育推進に係る各部局等との連絡調整に関すること	イ 室長（教育担当の理事） ロ 各学部教務委員会の委員長 ハ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各4人 ニ 映像研究科及び国際芸術創造研究科教授会構成員のうちから、室長及び研究科長が選考し、学長が任命する者 各1人 ホ 言語・音声トレーニングセンター長 ヘ グローバルサポートセンター長 ト 保健管理センター教員 1人 チ 学生課に所属する職員 リ その他学長が任命する者	学生課
学生支援室	・学生の就職指導に関すること ・芸術祭、五芸祭及びクラブサークル等の課外活動支援に関すること ・学生寮の管理運営に関すること ・学生の厚生施設（大学会館、学生食堂、体育館等）の管理運営に関すること ・奨学金及び入学料免除、授業料免除に関すること ・学生の傷害保険に関すること ・附属音楽高等学校との連携（福利厚生面）に関すること ・学生支援の質保証に関すること ・学生支援に係る各部局等との連絡調整に関すること	イ 室長（教育担当の副学長） ロ 各学部学生生活委員会の委員長及び副委員長 ハ 各学部、映像研究科及び国際芸術創造研究科教授会構成員のうちから、室長及び学部長若しくは研究科長が選考し、学長が任命する者 各1人 ニ 保健管理センター教員 1人 ホ 学生課に所属する職員 ヘ その他学長が任命する者	
研究推進室	・研究推進に係る基本方針の策定に関すること ・研究推進体制の整備に関すること ・知的財産に関すること ・競争的な研究資金に関すること ・国内研究機関との研究協力に関すること	イ 室長（研究担当の理事） ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各3人 ハ 映像研究科教授会構成員のうちから、室長及び映像研究科長	社会連携課

	<ul style="list-style-type: none"> ・学長の諮問に応じ、本学の役職員の発明等に係る権利の帰属等に関し審議すること ・研究活動の質保証に関するここと ・研究推進に係る各部局等との連絡調整に関するここと 	<p>が選考し、学長が任命する者 1人</p> <p>ニ 事務職員のうちから、室長及び事務局長が選考し、学長が任命する者 3人</p> <p>ホ その他学長が任命する者</p>	
広報室	<ul style="list-style-type: none"> ・広報に係る基本方針等の策定に関するここと ・ホームページの管理運営に関するここと ・「大学概要」等の広報誌の発行に関するここと ・本学訪問者への対応に関するここと ・広報に係る各部局等との連絡調整に関するここと 	<p>イ 室長（副学長、学長特命又は学長特別補佐のうち学長が指名する者）</p> <p>ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各3人</p> <p>ハ 映像研究科教授会構成員のうちから、室長及び映像研究科長が選考し、学長が任命する者 1人</p> <p>ニ 事務職員のうちから、室長及び事務局長が選考し、学長が任命する者 3人</p> <p>ホ その他学長が任命する者</p>	企画 総務課
出版局	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果等の出版に関するここと ・教育用図書の出版に関するここと ・大学年史の編集 ・出版に関するここと ・出版に係る各部局等との連絡調整に関するここと 	<p>イ 室長（研究担当の理事）</p> <p>ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 若干人</p> <p>ハ 映像研究科教授会構成員のうちから、室長及び映像研究科長が選考し、学長が任命する者 1人</p> <p>ニ 事務職員のうちから、室長及び事務局長が選考し、学長が任命する者 若干人</p> <p>ホ その他学長が任命する者</p>	
人事・ 総務室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務組織の改組に関するここと ・就業規則の制定及び改廃に関するここと ・人事及び労務管理の基本方針等の策定に関するここと ・人事制度の検討に関するここと ・給与制度の検討に関するここと ・兼業制度の検討及び審査に関するここと ・個人情報保護に関する基本方針等の策定に関するここと 	<p>イ 室長（総務・財務・施設担当の理事）</p> <p>ロ 各学部長</p> <p>ハ 映像研究科長</p> <p>ニ 國際芸術創造研究科長</p> <p>ホ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各3人</p> <p>ヘ 各研究科教授会構成員のうち</p>	人事 労務課

	<ul style="list-style-type: none"> ・人事及び労務管理の質保証に関すること ・人事・総務に係る各部局等との連絡調整に関すること 	<p>から、室長及び研究科長が選考し、学長が任命する者 各1人</p> <p>ト 事務職員のうちから、室長が選考し、学長が任命する者 3人</p> <p>チ その他学長が任命する者</p>	
財務企画室	<ul style="list-style-type: none"> ・概算要求原案の作成に関すること ・予算編成に関すること ・決算の分析及び評価に関すること ・資金及び資産の運用計画に関すること ・業務の効率化・合理化に関すること ・財務運営の質保証に関すること ・財務に係る各部局等との連絡調整に関すること 	<p>イ 室長（総務・財務・施設担当の理事）</p> <p>ロ 各学部長</p> <p>ハ 映像研究科長</p> <p>ニ 国際芸術創造研究科長</p> <p>ホ 附属図書館長</p> <p>ヘ 大学美術館長</p> <p>ト 社会連携センター長</p> <p>チ 言語・音声トレーニングセンター長</p> <p>リ 演奏芸術センター長</p> <p>ヌ 保健管理センター長</p> <p>ル 芸術情報センター長</p> <p>ヲ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各3人</p> <p>ワ 各研究科教授会構成員のうちから、室長及び研究科長が選考し、学長が任命する者 各1人</p> <p>カ 企画総務課長</p> <p>ヨ その他学長が任命する者</p>	企画 総務課
企画・評価室	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標・中期計画及び年度計画の取りまとめに関すること ・内部質保証に関すること ・自己点検評価に関すること ・国立大学法人評価委員会が実施する中期目標・中期計画期間終了時及び年度計画終了時の自己評価に関すること ・認証評価機関が実施する認証評価に係る自己評価に関すること ・教員総覧の作成・公表に関すること ・企画・評価に係る各部局等との連絡調整に関すること 	<p>イ 室長（総務・財務・施設担当の理事）</p> <p>ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各3人</p> <p>ハ 映像研究科教授会構成員のうちから、室長及び映像研究科長が選考し、学長が任命する者 2人</p> <p>ニ 国際芸術創造研究科教授会構成員のうちから、室長及び国際芸術創造研究科長が選考し、学長が任命する者 1人</p> <p>ホ 事務職員のうちから、室長が</p>	企画 総務課

		選考し、学長が任命する者 3 人 ～ その他学長が任命する者	
--	--	--------------------------------------	--